

障害のある学生への支援のあり方について（1）

－大学における障害学生支援と本学のこれまでの実践

田中 清、小関久恵、松尾あさ子、矢口親斉

1. はじめに－研究動機と目的

近年、大学等の高等教育機関に入学し学生生活を送る、障害のある学生が増加しており、本学においても、ここ数年複数名の入学者を迎え入れている。これまで、障害のある学生に対して個別ニーズに合わせた支援を試行的に行い、ある程度の成果をあげてきている。しかし、今後もこの傾向は続くと考えられ、本学としても組織的な新たな対応が問われている。また、障害のある学生の学習保障の側面から見れば、大学側の受け入れ体制や支援方法等が未整備な状態であることで、大学進学を断念している障害のある学生が存在することも予想される。

そこで、本研究では、障害のある学生が大学等において充実した学生生活を送ることができるよう支援をするには、どのような体制整備や環境、さらには支援内容・方法が必要なかを明らかにするとともに、実践を重ねながらその成果と課題について報告をしていきたい。このことには、障害のある学生の学生生活が豊かなものなることにつながり、その支援に関与する学生・教職員の人間の成長にも寄与できると考える。さらには、本学が積極的に障害のある学生を受け入れることができる環境を整備することにもつながると期待できる。

今回の研究においては、大学等における障害学生支援の実状を把握した上で、本学のこれまでの支援実践を報告し、課題を明らかにしていきたい。また、本研究のテーマに沿った形で昨年度採択を受けた「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム（学生支援G P事業）」にも言及したい。なお、本研究は、今後の学生支援G P事業の報告も兼ねて、平成23年度まで継続していく予定である。

2. 大学等における障害学生支援の実状

(1) わが国における障害学生支援の取り組みの概観

1) わが国における障害学生支援の経緯

大泉(2007)¹⁾は、戦後のわが国の大学等の高等教育機関における障害学生に関する問題及びその支援について、1950年代から2000年代をいくつかの区分にわけ、時系列的に整理している。その中で、文部省が国公私立大学への通知「昭和49年度大学入学選抜実施要項」で「障害の種類、程度に応じ、出題、解答の方法、試験場の整備等、特別の配慮を行う」ことを指示し、これが大学入試センター試験の身体障害者受験特別措置につながり、その後の各大学での学力試験体制の配慮基準になっていることを指摘している。また、1993年に早稲田大学で開催された「障害学生の高等教育国際会議」²⁾、1995年に慶應義塾大学で開催された「AHEAD日本会議」³⁾の影響を受け、大学等が障害学生のサポートシステムに関心を示し、2000年以降は国立大学協会第3常設委員会が報告書で障害学生支援センター設置の必要性を提言したこともあり、各大学が障害学生支援のための部署・機関を設置するようになってきたことを確認している。

一方、葛西(2007)⁴⁾は、発達障害のある学生への支援に関する先行研究を整理する中で、支援の報告がされるようになったのはここ10年のことであると指摘している。さらに、独立行政法人国立特殊教育総合研究所が実施した「高等教育機関における発達障害のある学生に対する支援に関する全国実態調査」(2006)では、その支援が大学内で組織化されておらず、多くは個人的な「面接相談等」にとどまっており、障害学生の支援の中でも発達障害に関する支援が、今後の課題であることを指摘している。

これらをふまえると、①1950年代～1960年代：障害学生の受け入れ問題とインフォーマルサポートによる対応の時期、②1970年代～1980年代：本格的に障害学生が入学し大学による意識的対応が施設・設備を中心に開始された時期、③1990年代：障害学生のサポートシス

テムが開発された時期、④ 2000 年代：障害学生支援が本格的に体系的・組織的に整備され発達障害への支援が課題となっている時期、の 4 時期に整理することができる。

2) わが国における障害学生支援の現況

独立行政法人日本学生支援機構（以下「支援機構」とよぶ）が毎年実施している「大学・短期大学・高等専門学校における障害学生の修学支援に関する実態調査」（2006 年 5 月現在、対象 1,244 校で回収率 93.8%）によれば、現在わが国の高等教育機関における障害学生の総数は、4,937 名で在籍率【(障害学生数÷学生総数)×100】は 0.16%であった。障害種別の構成比は視覚障害(10.3%)、聴覚・言語障害(24.3%)、肢体不自由(35.5%)、病虚弱(17.8%)、発達障害(2.6%)、その他(7.7%)であった。

また、障害学生がいる学校は 670 校(回答校の 57.4%)であり、全体の 6 割近くの学校に障害学生が在籍している。さらに、そのうち何らかの支援を受けている障害学生は 2,256 人で障害学生支援率【(支援障害学生数÷障害学生数)×100】は 45.7%であり、半数近くの障害学生が支援を受けている。支援内容についてみると、何らかの授業保障(例：ノートテイク、手話通訳、点訳、試験時間延長・別室受験等)は 397 校(34.0%)で行われており、支援障害学生が多く在籍している学校ほど実施率が高くなっている。施設・設備面の整備では 921 校(78.9%)が実施しており、バリアフリー化は進んでいるものの、障害学生委員会等の修学支援組織があるのは 88 校(7.5%)、支援のための専門部署・機関を設置しているのは 28 校(2.4%)、支援コーディネーターを配置しているのは 40 校(3.4%)と、支援体制は組織的にも人材的にも、いまだ確立していないことが窺える。

(2) 先進的な大学の取り組みの現状と課題

ここでは、支援機構が実施した「障害学生の修学支援に関するニーズ実態調査」（2004 年）をもとに、同じく支援機構が進めている「障害学生支援ネットワーク」の地域ブロックの拠点校や、体制整備が進んで

いる主要大学の先進的な取り組みを例にあげながら、各大学における障害学生支援の現状と課題について整理し、本学における体制整備の参考としたい。

1) 障害学生の把握

入学者選抜前の入学相談や合格後の事前面接等、また入学時の健康診断等で障害学生の状況を把握している場合が多く、先進的な大学においては把握の仕方をシステム化している所もある。また、本人からの申し出を前提にした支援を基本原則として、後述の専門部署等で支援内容や方法を決定している所が多い。今後増加が予想される障害学生の把握をいかに進めるのか、さらにその中でも本人からの申し出のない潜在的なニーズをいかに理解できるかが課題である。

2) 支援の組織体制

全学的な支援を行っている大学においては、障害学生のための特別な支援組織を設置している所が多い。広島大学では障害学生就学支援委員会⁵⁾を設置して、全学的に各部局から教職員が集まり横断的に取り組んでいる。また、実際の障害学生への支援については、日本福祉大学の障害学生支援センター⁶⁾や早稲田大学の障がい学生支援室⁷⁾といった専門的な部署を設置し、専任の教職員スタッフを配置している所が多い。また、専門の支援コーディネーターを配置している大学もあるが、入学から就職さらにはアフターフォローまでの一元的支援の実施や個別支援計画等の策定・実施など、体系的・系統的な支援を行っている例は非常に少なく、今後の障害学生支援の大きな課題である。

3) 学習支援

学習支援の中心は、視覚障害のある学生への点訳・朗読等や聴覚障害のある学生へのノートテイク・PC通訳等の情報保障の場合が多い。また、肢体不自由のある学生への支援として、座席指定・教室変更等の物理的な配慮や定期試験時の配慮等が多い。また、授業担当教員の障害学生への配慮を起因とした教授法の改善が、一般学生への波及効果につながることをあげている所が多い。

4) 就職・進路支援

一般学生と同様に、就職関係の部署等が配慮しながら支援をしている所が多いが、その雇用先の拡大や支援方法等で課題を抱えている場合が多い。障害者就労等の支援を実施している関係機関との連携を含めネットワークを図る必要がある。

5) 一般学生による障害学生支援

支援の担い手としては学生ボランティアの場合が多いが、支援の対価として、大学側も学生側も有償であることが望ましいという声が強くなり、多くの大学が有償型ボランティアとして謝金を支払う例が多い。またボランティア活動の従事時間に応じて単位認定する例もある。さらに、支援の専門性を高めるための講座を開講したり、証明書や認定証等を交付し社会的評価につなげる取り組みをしている例もある。これらの一般学生の障害学生支援は、支援学生への障害理解の促進や人間的成長などの教育的効果が認められるものの、その人材の確保や過度な負担への対応が課題としてあげられている。

6) 発達障害のある学生への支援

多くの大学が、発達障害のある学生への支援に関しては、学生相談室が中心となり個別的な対応を行っているが、組織的な支援としての報告が少ない。さらに岩田(2007)⁹⁾が「当事者自身も特性の認知・受容をしにくい」と指摘しているように、障害学生自身の自己認識の困難さによりどう対応するのか苦慮しており、体系的な支援の開発とともに個別支援をいかに具体的にすすめていくかが大きな課題である。

3. 本学におけるこれまでの障害学生支援

(1) 平成18年度までの支援実践

1) 支援体制

本学が平成13年度に開学してから平成18年度までの6年間にわたり、数名の障害のある学生が入学し何らかの支援を受けている。但し、全学的な組織体制や実施体制により体系的・系統的に実施されてきた

わけではなく、教員の個人的な取り組みであったり、学生支援課（現教務学生課学生係）の担当者を中心とした個別的・散発的な対応にとどまっていた。

2) 支援実践

①聴覚障害のある学生

過去に難聴と考えられる学生が在籍し、友人からのサポートを受けながら、修学していた。しかし、学生相談による心理的支援は行なっていたが、学習支援を学内のどこに申し出たらよいかわからず、結果的に大学からの支援には結びつかなかった。また中程度の聴覚障害のある学生に対しては、当該学生に関わる教職員が個人的なつながりで一般学生からノート作成者（講義のノートを取りそれをコピーし本人に渡す）を募り支援を実施してきた経過があった。

これらのことをふまえて、平成18年度からは外部講師を招いてのノートテイク講習会を実施し（平成19年2月・4日間、計16時間、受講生18人）、有償のノートテイクによる支援を開始している。しかし、ノートテイク者として登録している学生数が少なく、大教室での授業を中心とした配置に限られ、全ての受講授業をカバーすることはできなかった。

②肢体不自由のある学生

これまで車いす利用の学生への支援として、教室変更や机・イスのスペース確保など環境整備を中心に実施してきたが、身体的介助などの支援を必要とする学生は入学していなかった。また、障害学生対応のアパート等が大学付近になく、バリアフリー対応のドミトリーにおいて、卒業まで継続的に入居させることで支援をした事例があった。

③発達障害のある学生

学生相談室に配置されている相談員（非常勤）を中心として、他学生や教員及び家族等からの情報により、発達障害の診断がされているか、またその疑いがある場合には、関係教職員や家族との連携を図りながら、本人への面接を中心とした個別的対応を行ってきた。しかし、本人の障害の状況から支援が難しい事例や学内での学生・教職員から

理解が得られない場合があり、その対応に非常に苦慮してきた。また、本人自身の障害に対する認識がない場合が多く、相談に結びつけ支援を実施すること自体が困難な事例もあった。しかし、そのような状況の中でも、学生のニーズに沿った支援を地道に努力してきた経過がある。

(2) 平成 19 年度の支援実績

1) 支援体制

平成 19 年度から、脊髄損傷による全身性障害の学生の入学をひかえ、関係者中心のタスクフォースが結成され組織的な支援が開始された。また、これを契機として学内の学生委員会の中に身体障害のある学生への支援を中心とした「障害学生サポート部会」が設けられ、支援に関する情報共有や今後の支援のあり方の検討を行った。

2) 支援実践

①聴覚障害のある学生

平成 19 年度においても引き続きノートテイク講習会を実施したが（平成 19 年 9 月・2 日間、計 12 時間、受講生 7 人）、登録学生も少なく、支援を必要とする受講授業数が減少し、年度途中からノートテイクを配置しなくなった。学習支援は行われなくなったが、年度終盤から当該学生の就職に向けての支援が進路相談室と共同で行われるようになった。

②肢体不自由のある学生

前述の障害のある学生が入学するにあたり、事前に本人の学習上のニーズを把握した上で関係者の話し合いを重ねることにより、教室変更や入り口段差の解消、専用機の購入、休憩室（休養用のベッド搬入）の確保など環境整備を行った。また、支援ボランティアを募集し、本人を中心とした 10 数人の支援学生グループによる、移動や授業準備などの学習介助の支援が始まった。さらに、当該学生と同じ語学教室の級友が日常的・継続的に自然な形で支援が行われている。定期試験時には別室受験や試験時間の延長などの配慮も行った。

③発達障害のある学生

以前と同様に面接を中心とした支援を行ってきたが、それだけにと

どまらず、心理的に不安定になった際に落ち着くことのできる休憩室を設置したり、音刺激に過敏なことからそれを遮断するための専用ヘッドホンを活用するなど、個別具体的な環境調整を行った事例もあった。また、履修計画作成上の支援や定期試験時の別室受験などの配慮や、さらに、保護者との面接等を通じて情報交換をしながら、協働して支援を行ってきた。これらのことを関係教職員や学生に対して説明し理解を求めながら支援を続けたが、当該学生の障害特性に起因する心理的不安定からいわゆる問題行動が現れることもあり、その都度対応に迫られることもあった。このような支援実践をふまえて、他機関の専門家等と連携し事例検討会を5回開催しコンサルテーションを受けることで、支援実績を整理し今後の支援課題を検討することができた。

(3) 本学におけるこれまでの支援実践の総括と課題

本学における障害学生支援は、その支援事例として多くないこともあり、学内全体の組織的な支援には至っていなかった。また、体系的・系統的な支援の流れや計画的な支援の実施が行われてはならず、障害のある学生の個別ニーズに基づいた組織的・体系的な支援が求められている。さらに、障害のある学生への支援の中でも、発達障害のある学生への支援にいかに取り組みかが大きな課題となっている。その他、視覚障害や内部障害があり、何らかの支援が必要な学生については、これまで入学した実績がなく、今後入学してくることを想定した準備体制と、その際の対応も検討課題となっている。

支援の担い手となっているのは一般学生であるが、ボランティアとして協力する学生の輪を広げ、さらに障害学生支援への理解と協力が得られるような活動が求められる。また、教職員の障害理解に基づいた配慮や支援も今後さらに必要になると考えられる。

これらの課題を解決するためには、支援体制の構築と支援プロセスの体系化が必要であり、これまで支援を中心に行ってきた「障害学生サポート部会」や学生相談室の機能強化が求められていた。このような背景の中で、文部科学省の新たに事業である学生支援GP事業に、申請することとなった。

4. 学生支援G P事業の目的と概要

(1) 事業採択の経緯

学生支援G P事業とは、文部科学省が平成19年度から開始した事業で「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」の略称である。平成19年度5月下旬に伊藤副学長を中心とした教職員有志による学生G Pプロジェクトチームが結成され、協議の結果、本学でのこれまでの障害のある学生への支援実績を整理し、さらに支援体制の充実強化や発達障害のある学生など多くの課題を抱えた学生への支援の体系化を図るために、障害学生支援をテーマとして申請することとなった。その後、事業企画を検討し、「インクルージョン社会をめざした大学づくりー特別なニーズをもつ学生への「共育」支援を通して」というプログラム名で申請を行い、書類審査及びヒアリングを経て平成19年9月7日に採択された。実際の予算措置は11月からであり、本学のG P事業もその時期から本格的に始まり、「学生共育支援室」が開設され専任スタッフが配属された。なお、このG P事業は平成19年度を初年度とし、平成22年度を最終年度とした、4ヶ年事業である。

(2) 事業の目的と概要

本事業では、第一に多様なニーズをもつ学生を受け入れるための専門的支援を行う部署の設置や専門職員の配置等の「学生支援体制の構築」、第二に特別なニーズをもつ学生とそれを支援する学生や教職員が共に学びあい成長できる「『共育』の実現」、第三に大学からの情報発信や市民向けの学外事業の実施を通じた、地域と大学がともに創る「インクルージョンをめざした社会づくり」の3点を目的に掲げている。

これらの目的を達成するために、今回のG P事業では、①学生支援のための体制整備ー「学生共育支援室」の設置とスタッフの増員等②学生支援実践のデータベース化ーU P Iの評価分析と支援実践の蓄積等③発達障害のある学生の個別支援プログラムの構築ー個別支援計画及び就労支援プログラムの開発と実践等④学生・教職員の「共育」環境の

整備－「インクルージョン社会論」科目の開講と教職員向け連続講座（FD）の実施等⑤市民と創るインクルージョン社会促進－「オープンカレッジ」の開講と市民向け連続講座の実施等、の5つを「取組の5つの柱」と位置づけ、有機的に連携させながら実施することとしている。

5. 今後の研究課題－本研究の今後の予定と課題

(1) これまでの到達点と課題

本学における障害学生支援の実践経過と現状について、支援体制・支援方法・人的環境の3点で整理し、これまでの到達点と今後の課題についてまとめておきたい。第一に支援体制については、支援の実施部門として、GP事業による「学生共育支援室」が開設され機能し始めている。現在、学生相談部門と一体的に支援が行われているが、そのメリットを活かしながら活動を進めていく必要がある。また、支援の全学的な協議部門としては、「学生相談連絡会議」を位置づけることができるが、今後さらに機能的に役割を果たすことができるような障害学生支援のための明確な体制整備が求められる。第二に支援方法については、入学前から就職までの一元的な支援プロセスや個別支援計画による系統的な支援実践を行い、評価しながら支援の質をあげることが必要である。また、発達障害のある学生への支援については、これまでも地道で試行的な取り組みにより一定の成果を上げているが、さらにこれを土台としながら、より効果的な支援方法の開発と実践の蓄積が求められる。第三に人的環境については、身体障害のある学生に対するピア・サポートの取り組みが、当該学生にとっても支援学生にとっても良い影響を与えている。さらにその支援の輪を広げるとともに、学生同士の支援が「いつでも、どこでも」自然な形で行われる環境づくりが望まれる。また、学内の教職員や関係者の理解と共通認識による障害のある学生への配慮や支援も広まりつつあるが、今後さらに一層促進していく必要がある。

(2) 今後の研究課題

今回の研究では、大学等における障害学生支援の実状をふまえた上で、これまでの本学における支援実践を中心に整理し課題を明らかにした。今後は、本研究において、G P 事業の各年度実績をまとめながら、「発達障害のある学生の個別支援プログラムの開発（平成 20 年度）」、「障害のある学生の就職支援プログラムの開発（平成 21 年度）」、「G P 事業の総括と大学における障害学生支援のあり方と課題（平成 22 年度）」を各年の研究テーマとして設定し毎年実践報告をしていきたい。

参考文献

- 1) 大泉溥「わが国における障害学生問題の歴史と課題」『障害者問題研究』Vol.35.No1, 全国障害者問題研究会, 2007年, pp2-10
- 2) 「障害学生の高等教育」国際会議実行委員会編『障害学生の高等教育』多賀出版, 1997年, pp623-712
- 3) 富安芳和、小松隆二、小谷津孝 共編『障害学生の支援－新しい大学の姿～AHEAD 日本会議より』慶應義塾大学出版, 1996, pp122-149
- 4) 葛西康子「特別なニーズをもつ大学生への支援－教育的発達の観点から精神障害・発達障害学生の修学支援を考える」『障害者問題研究』Vol.35.No1, 全国障害者問題研究会, 2007年, pp11-18
- 5) 吉原正治、佐野（藤田）真理子「高等教育における障害学生支援の現状と課題」『大学と学生』平成 19 年第 46 号, 独立行政法人日本学生支援機構, 2007年, pp6-14
- 6) 大泉溥「障害学生支援の視点と課題」『大学と学生』平成 16 年第 8 号, 独立行政法人日本学生支援機構, 2004年, pp33-37
- 7) 岡田孝和「障がい学生支援室設置によって生まれたサービスの充実」『大学と学生』平成 19 年第 46 号, 独立行政法人日本学生支援機構, 2007年, pp39-45
- 8) 岩田淳子「学生相談界の動向－発達障害学生の支援の研究」『障害者問題研究』Vol.35.No1, 全国障害者問題研究会, 2007年, pp52-57